

大阪府 DPAT ガイドライン



平成 29 年 3 月

大 阪 府

はじめに

大阪府内外で大規模災害等が発生した際、速やかにかつ適切に、被災地域の精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、「大阪府 DPAT ガイドライン」を作成しました。

本ガイドラインには、災害時における指揮命令体制、DPAT についての発災後のフェーズごとの役割等、全体的な内容を記載しています。

平時より発災時を想定し、本ガイドラインに沿った動きができるよう、研修等を通じて各自理解しておくとともに、組織として準備しておくことが重要です。

災害時に迅速かつ適切な支援が、府内の関係機関の十分な連携のもと、支援を必要とする人や地域に行き届くよう、本ガイドラインが活用されることを期待します。

大阪府健康医療部保健医療室地域保健課

大阪府こころの健康総合センター

大阪府 DPAT ガイドライン

目 次

第1部 概要

I DPAT とは	・・・1
II 大阪府 DPAT	・・・1
1. チーム編成	・・・1
2. 活動期間	・・・1
3. 主な活動内容	・・・1
4. 災害フェーズに応じた精神保健医療支援活動	・・・2
5. 関係機関等の概要	・・・3
III 活動原則	・・・4
1. DPAT 活動の3原則：SSS（スリーエス）	・・・4
2. 大阪府 DPAT 活動の追加原則：PI	・・・4

第2部 災害時の対応

I 大阪府内（大阪市・堺市を含む）における発災時	・・・5
【組織図・活動概要】	・・・5
【情報収集・提供の流れ】	・・・6
1. DPAT 調整本部の設置	・・・7
2. 地域保健課・DPAT 調整本部の役割	・・・7
3. DPAT 活動拠点の役割	・・・8
4. 大阪府内で活動する DPAT の役割	・・・8
5. 保健所公衆衛生チームにおけるこころのケア活動の役割	・・・9
II 大阪府外における発災時	・・・10
【フロー図】	・・・10
1. 大阪府 DPAT 派遣支援本部の設置	・・・11
2. 大阪府 DPAT 派遣支援本部の役割	・・・11
III 関係機関の役割	・・・12

第1部 概要

I DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）とは

自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。

このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要である。

このような活動を行うために都道府県・政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームが DPAT である。

II 大阪府 DPAT

1. チーム編成

- ・ 1チームは、3～4名とする。
 - ◆ 精神科医師 1名
 - ◆ 看護師 1～2名
 - ◆ ロジスティクス（業務調整員）※¹ 1～2名
 - ◆ その他、現地のニーズに合わせ、児童精神科医、薬剤師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者※²等を含め構成する。
 - ※1：連絡調整、運転等医療活動を行うための後方支援全般を行う者。
 - ※2：心理学に関する専門的知識及び技術により、心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う能力を有すると認められる者。
- ・ チーム長は、原則、精神科医師とする。
- ・ チーム員は、地域保健課、こころの健康総合センター、府・中核市保健所、大阪市、堺市、精神科医療機関等の職員より被災規模・状況に応じて人員を配置する。
- ・ チーム編成においては、関係機関・団体の協力を得る。

2. 活動期間

- ・ 活動期間は、5～7日（移動日2日、活動日3～5日）を標準とする。
- ・ 先遣隊は、発災後72時間以内に被災地域で活動を開始する。
- ・ 後続隊は、必要に応じて、数週間から数か月間活動する。

3. 主な活動内容

- (1) 精神保健医療等の情報収集とアセスメント
- (2) DPAT 活動内容の情報発信
- (3) 地域精神科医療機関の機能の補完
- (4) 精神疾患を持つ被災者への精神医療の提供
- (5) 新たに生じた精神的問題を抱える住民への対応
- (6) 支援者への支援
- (7) メンタルヘルスに関する普及啓発
- (8) 活動記録の作成及び保存
- (9) 活動情報の引継ぎ

5. 関係機関等の概要

※数字は平成 29 年 2 月現在

関係機関名	概要
一般社団法人 大阪精神科病院協会 (大精協)	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府内の民間精神科病院による組織（府内 50 病院加盟） 精神科救急医療システムの中心的な役割を担う。
公益社団法人 大阪精神科診療所協会 (大精診)	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府内の精神科診療所による組織（府内 265 機関加盟）
保健所	<ul style="list-style-type: none"> 発災時、地域災害医療本部を立ち上げるとともに、企画調整班、生活衛生班、地域保健班等に分かれ、それぞれの業務を行う。 管内の精神科医療機関の情報収集、災害時要援護者への支援等を行う。
公衆衛生チーム（及び DHEAT(Disaster Health Emergency Assistance Team)）	<ul style="list-style-type: none"> 保健所職員を中心とした公衆衛生活動チーム 避難所や居宅等を巡回し、健康問題に関して支援が必要な方のリストアップを行い、地域の資源等に繋げる。 感染症予防や栄養指導等を行う。 健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整等を行う。 こころのケア活動を行う。
大阪府こころの健康 総合センター	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府における精神保健福祉センター 大阪府地域保健課と連携し、平時は DPAT 等体制整備、人材養成等を行い、発災時は DPAT 調整本部等の運営支援、要員の派遣等を行う。
市町村・保健センター	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、平時より地域防災計画を作成するとともに、発災時には災害対策本部等の設置、災害に関する情報収集・伝達、居住者等に対する避難勧告・指示、都道府県や他市町村への応援要請、避難所の設置運営等を行う。 保健センターは、平時、地域住民に対する健康相談、保健指導、予防接種や各種検診等を行い、地域の保健ニーズを把握する。発災時にはそれらを活かし、避難所の運営や住民対応等を行う。
DMAT (Disaster Medical Assistance Team)	<ul style="list-style-type: none"> 災害急性期に活動できる機動性を持ち、トレーニングを受けた医療チーム 医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場において、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動を行う。
JMAT (Japan Medical Association Team)	<ul style="list-style-type: none"> 日本医師会により組織される災害医療チーム DMAT が 3 日程度で撤退すると入れ替わるようにして被災地の支援に入り、現地の医療体制が回復するまでの間、地域医療を支える。
日赤医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> 日本赤十字社が災害時に派遣する医療救護班 被災地の医療機関の機能が回復するまでの空白を埋めるとともに、避難所等への巡回診療を行うこともある。
災害拠点病院 (府内 20 病院)	<ul style="list-style-type: none"> 災害初動期における救急医療体制支援を行う医療機関 重症患者等の受け入れや、二次医療圏内の市町村災害医療センター及び災害医療協力病院等への転送を担う。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 知事からの派遣要請等により出動し、被災者の救援や避難等の応援を行う。 大阪府は陸上自衛隊第 3 師団に要請する。

Ⅲ 活動原則

1. DPAT 活動の3原則：SSS（スリーエス）

国立精神・神経医療研究センター（厚生労働省 災害時こころの情報支援センター事業）「DPAT 活動マニュアル ver.1.1」より

Support：名脇役であれ

支援活動の主体は被災地域の支援者であることを念頭に置き、地域の支援者を支え、その支援活動が円滑に行えるための活動を行うこと。

ただし、被災地域の支援者は多くの場合被災者でもあることに留意すること。

Share：積極的な情報共有

被災・派遣自治体の災害対策本部や担当者、被災地域の支援者及び他の保健医療チームとの情報共有、連携を積極的に行うこと。

Self-sufficiency：自己完結の活動

移動、食事、通信、宿泊等は自ら確保し、自立した活動を行うこと。また自らの健康管理（精神面も含む）、安全管理は自らで行うこと。

2. 大阪府 DPAT 活動の追加原則：PI

Personal Information management：個人情報の管理

被災地においては、被災者の円滑な支援のために個人情報を扱う場合が多い。被災状況中であるからこそ、個人情報の取り扱いについては、十分留意するとともに、被災地で得た個人情報を派遣終了後に持ち帰らないこと。

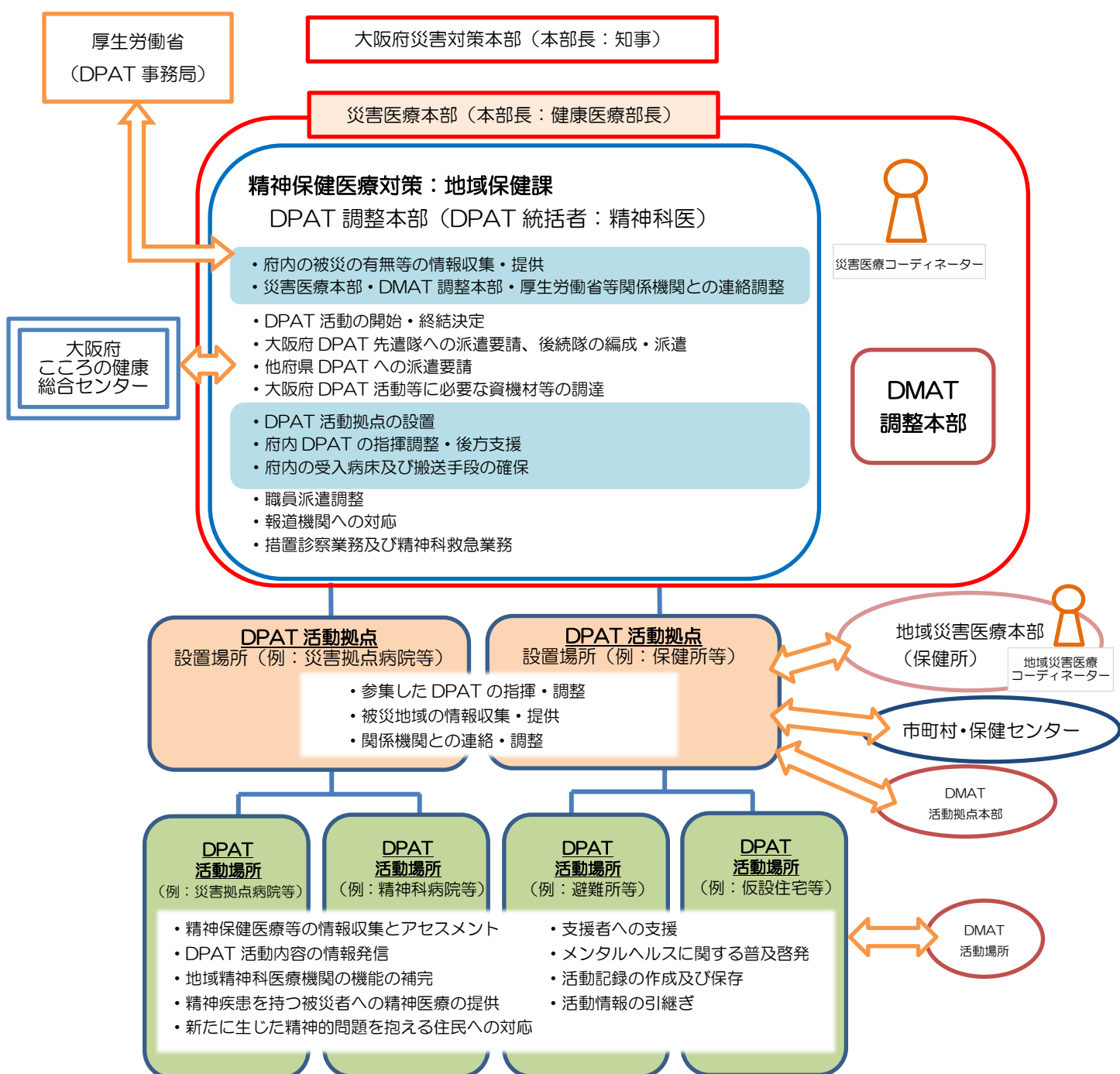
第2部 災害時の対応

I 大阪府内（大阪市・堺市を含む）における発災時

第2部では、災害時の指揮体制を示す。

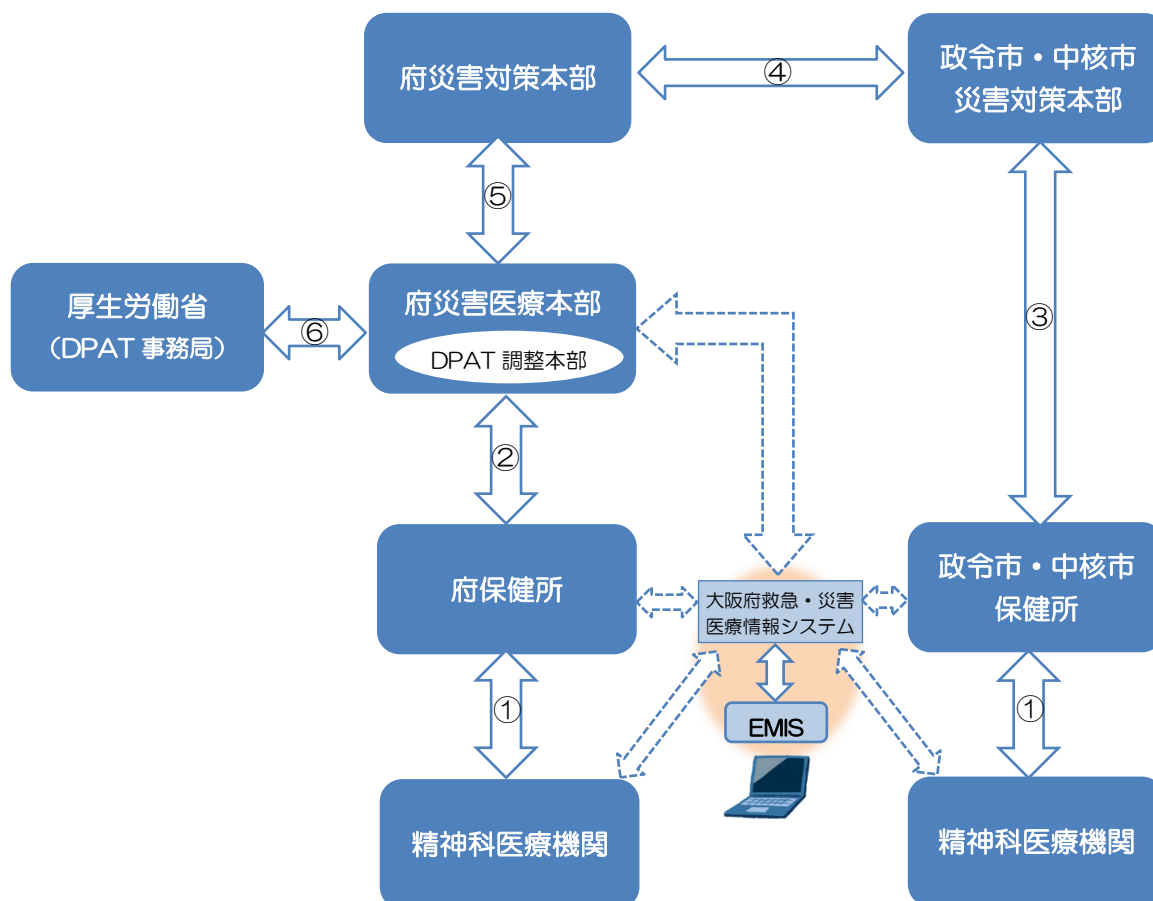
発災時は被害状況の迅速な把握と、それに基づく適切な対策の指示が重要となる。そのために指揮体制を早期に確立すること、そして支援活動にあたる支援員もそれを熟知しておくことが大切である。

【組織図・活動概要】



【情報収集・提供の流れ】

発災時は、被害状況等の迅速な把握が重要である。特に医療機関の被害状況が早期に把握できるように、情報収集及び情報提供の流れを示す。



- ①精神科医療機関は、管内の府保健所、政令市・中核市保健所に被災状況等を報告する。
- ②府保健所は、管内の精神科医療機関の被災状況等情報を収集し、府災害医療本部に報告する（大阪府救急・災害医療情報システムに登録されている精神科病院の被災状況を必要に応じて代行入力する）。
- ③政令市・中核市保健所は、管内の精神科医療機関の被災状況等情報を収集し、政令市・中核市災害対策本部に報告する。
- ④政令市・中核市災害対策本部は、市内の被災状況等情報を集約し、府災害対策本部に報告する。
- ⑤府災害医療本部（DPAT 調整本部）は、府保健所からの情報を集約するとともに、府災害対策本部より政令市・中核市の情報、道路やライフラインの情報等を収集・提供する。
- ⑥DPAT 調整本部は、府内の被災状況、精神保健医療に関する情報等を集約し、必要に応じて厚生労働省（DPAT 事務局）に提供する。

*大規模災害時には、大阪府救急・災害医療情報システムと EMIS^{※3}は連動する。

※3：広域災害・救急医療情報システム(Emergency Medical Information System)

1. DPAT 調整本部の設置

地域保健課は、災害医療本部において精神保健医療対策を担当し、DPAT 調整本部を設置するとともに、DPAT 統括者を置き、DPAT に関する業務等を行う。

(1) 設置場所

- ・大阪府庁

(2) 運営要員

- ・DPAT 統括者：あらかじめ定められた精神科医師
- ・地域保健課・こころの健康総合センターの職員等により、被災規模・状況に応じて人員を配置する。

〔厚生労働省等外部連絡担当、電話担当、クロノロジー（記録）担当、資機材担当等〕

2. 地域保健課・DPAT 調整本部の役割

（*（1）の一部、（2）、（7）～（9）はDPAT 調整業務）

(1) 府内の被災の有無等の情報収集・提供

- ・EMIS、DMHISS^{※4}等を活用し、情報収集・提供を行う。
 - 被災状況の把握（ライフライン、交通機関、死者・傷病者数等）
 - 精神科医療機関の被災状況（施設の被害、診療機能、患者状況等）
 - 障がい者施設等の社会資源の被災状況
 - 避難所の状況（場所、人数等）

※4：災害精神保健医療情報システム(Disaster Mental Health Information Support System)

(2) 災害医療本部・DMAT 調整本部・厚生労働省等関係機関との連絡調整

(3) DPAT 活動の開始・終結の決定

- ・災害医療本部等と調整し、DPAT 活動の開始を決定する。
- ・DPAT 活動状況を把握し、DPAT 活動の終結を決定する。厚生労働省へ報告し、待機中のDPAT や協力団体等に活動の終結を連絡する。

(4) 大阪府 DPAT 先遣隊への派遣要請及び後続隊の編成・派遣

- ・あらかじめ登録した先遣隊に派遣を要請する。
- ・地域保健課、こころの健康総合センター、府・中核市保健所、大阪市、堺市、精神科医療機関等と調整して後続隊を編成し、被災地に派遣する。

(5) 他府県 DPAT への派遣要請

- ・他府県のDPAT の派遣については、厚生労働省、他府県に要請し、受け入れ体制を整える。

(6) 大阪府 DPAT 活動等に必要な資機材等の調達

- ・傷害保険加入手続き、移動手段や必要な資機材等を調達する。

(7) DPAT 活動拠点の設置

- ・DPAT 活動拠点は、保健所圏域を超えた広域で活動する可能性を想定し、必要に応じて、医療機関、保健所、公共施設等に設置する。その設置場所と担当地域、主な活動内容についての指示を行う。
- ・責任者は、DPAT 調整本部が指名する。
- ・運営に関しては、大阪府 DPAT、他府県 DPAT 及び大阪府職員を中心に行う。

(8) 府内 DPAT の指揮調整・後方支援

- ・被災状況に応じて、活動場所、内容、スケジュール、後続隊の派遣調整等、活動計画を策定する。
- ・DPAT、DMAT、医療救護班、救護所等からの情報を収集・共有・提供し、DPAT 活動を支援する。
- ・EMIS、DMHISS 等での情報発信を行う。

(9) 府内の受入病床及び搬送手段の確保

(10) 職員派遣調整

(11) 報道機関への対応

(12) 措置診察業務及び精神科救急業務

3. DPAT 活動拠点の役割

(1) 参集した DPAT の指揮と調整

(2) 被災地域の情報収集・提供

- ・被災状況の把握（ライフライン、交通機関、死者・傷病者数等）
- ・精神科医療機関の被災状況（施設の被害、診療機能、患者状況等）
- ・障がい者施設等の社会資源の被災状況
- ・避難所の状況（場所、人数等）

(3) DPAT 調整本部、DMAT 活動拠点本部、地域災害医療対策本部、保健所、市町村等との連絡及び調整

4. 大阪府内で活動する DPAT の役割

(1) DPAT 活動拠点の運営

(2) DPAT 活動場所での主な活動内容

- ・精神保健医療等の情報収集とアセスメント
- ・DPAT 活動内容の情報発信
- ・地域精神科医療機関の機能の補完
- ・精神疾患を持つ被災者への精神医療の提供
- ・新たに生じた精神的問題を抱える住民への対応
- ・支援者への支援
- ・メンタルヘルスに関する普及啓発
- ・活動記録の作成及び保存
- ・活動情報の引継ぎ

(3) フェーズごとの DPAT 活動の変化

- ・災害発生の初期段階では、精神科医療機関への支援（入院患者の搬送支援、被災病院復旧支援等）が中心となる。
- ・中長期では、地域精神保健医療活動（避難所等での診療、医療機関へのつなぎ、支援者への支援等）が中心となる。

5. 保健所公衆衛生チームにおけるこころのケア活動の役割

大阪府では、府内発災時、被災地域の精神保健ニーズに柔軟に対応するために、保健所公衆衛生チームに精神保健福祉担当職員を含めた編成でこころのケア活動を行う。

こころのケア活動は、原則として地域災害医療本部（保健所長）の指揮のもと、保健所管内で行う。また、被災状況に応じて広域活動を行う場合は、関係課と保健所長が協議のうえ、災害医療本部の指揮のもと行う。

DPAT や医療救護班等とも連携して活動する。

(1) 要員

- ・保健所公衆衛生チームに精神保健福祉担当職員を含めた編成とし、被災規模・状況に応じて人員を配置する。

(2) 主な活動内容

- ・精神科医療機関の情報収集・提供
- ・DPAT 調整本部と連携した DPAT 活動拠点の運営協力
- ・市町村や DPAT・医療救護班等と連携し、避難所・被災住宅・仮設住宅等への巡回及び訪問による相談対応
- ・地元医療機関及び相談機関等へのつなぎ
- ・被災者・支援者等へのメンタルヘルスに関する啓発・心理教育
- ・被災地における市町村職員等への相談対応・支援

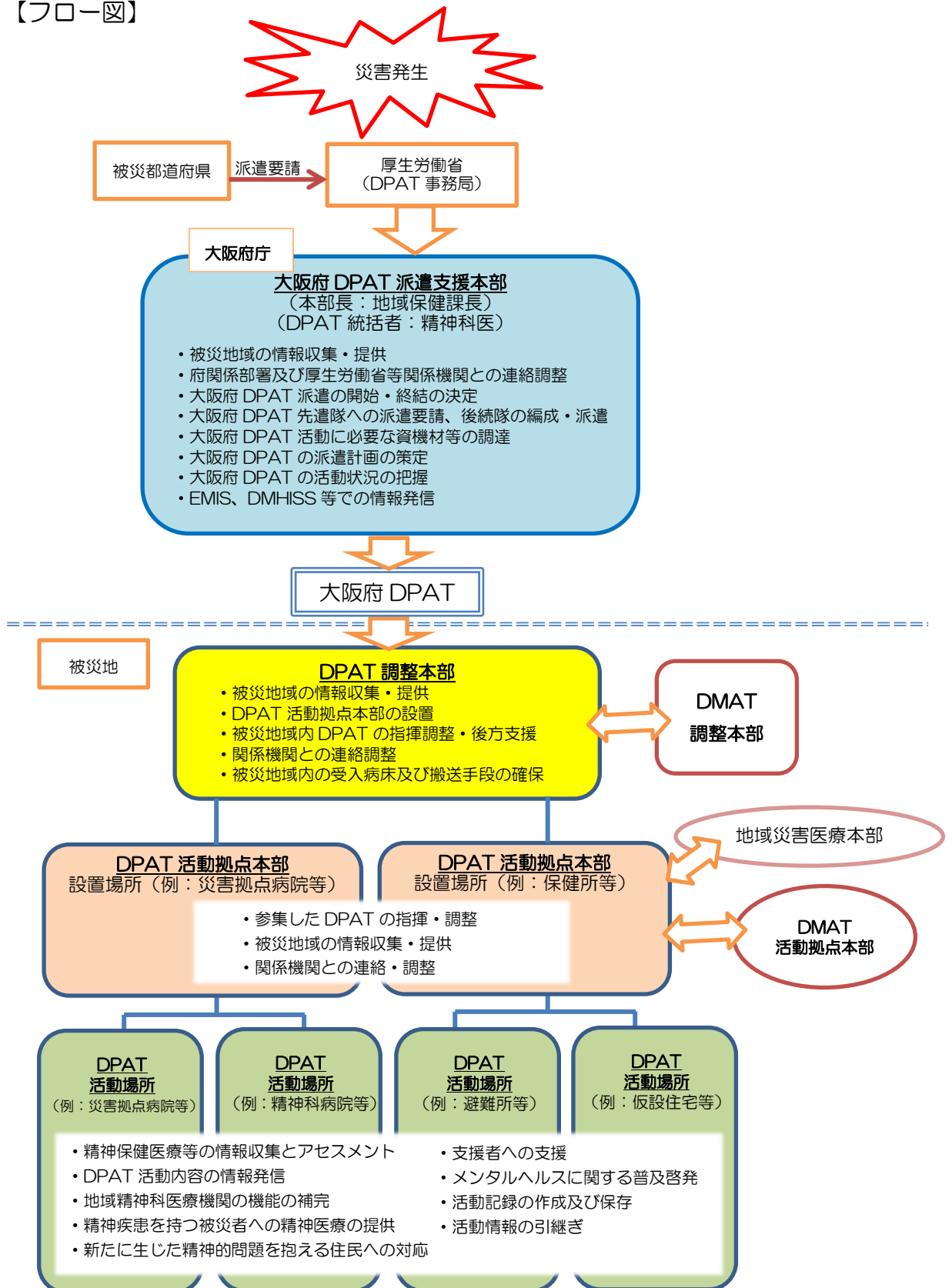
(3) DPAT との違い

	DPAT	保健所公衆衛生チーム (こころのケア活動)
構成員	精神科医師、看護師、ロジスティクス	保健所の精神保健福祉担当職員等、その他応援職員
活動場所	広域	原則として、保健所管内 広域活動もありうる
指揮命令	地域保健課（DPAT 調整本部） 保健所等と情報を共有し、活動を行う。	保健所長 広域活動の場合は、災害医療本部
要件	原則として、DPAT 研修を受講していること。	—
主な活動	【精神科医療】 精神科医療の提供、精神科医療機関への支援（P1 参照）	【精神保健】 被災者・支援者へのこころのケアや相談支援

II 大阪府外における発災時

(府外で発生した災害に対し、大阪府 DPAT を派遣する場合)

【フロー図】



1. 大阪府 DPAT 派遣支援本部の設置

府外で大規模災害等が発生し、厚生労働省等から DPAT 派遣の要請があった場合、地域保健課長を本部長とする大阪府 DPAT 派遣支援本部を設置し、大阪府 DPAT 派遣について協議する。

(1) 設置場所

- ・大阪府庁

(2) 運営要員

- ・DPAT 統括者：あらかじめ定められた精神科医師
- ・地域保健課・こころの健康総合センターの職員より、被災規模・状況に応じて人員を配置する。

〔厚生労働省等外部連絡担当、電話担当、クロノロジー（記録）担当、資機材担当等〕

2. 大阪府 DPAT 派遣支援本部の役割

府が被災地に派遣する DPAT の調整・統括を行う。

(1) 被災地域の情報収集・提供

- ・被災状況の把握（ライフライン、交通機関、死者・傷病者数等）
- ・精神科医療機関の被災状況（施設の被害、診療機能、患者状況等）

(2) 府関係部署及び厚生労働省等関係機関との連絡調整

(3) 大阪府 DPAT 派遣の開始・終結の決定

- ・厚生労働省等の要請を受け、大阪府 DPAT の派遣を決定する。
- ・活動状況を把握し、大阪府 DPAT 派遣の終結を決定する。DMHISS 等で厚生労働省へ報告し、待機中の大阪府 DPAT や協力団体等に派遣の終結を連絡する。
- ・大阪府 DPAT の活動を公衆衛生チーム・地元関係機関等に引き継ぐ。

(4) 大阪府 DPAT 先遣隊への派遣要請及び後続隊の編成・派遣

- ・あらかじめ登録された先遣隊に派遣を要請する。
- ・地域保健課、こころの健康総合センター、府・中核市保健所、大阪市、堺市、精神科医療機関等と調整して後続隊を編成し、被災地に派遣する。

(5) 大阪府 DPAT 活動に必要な資機材等の調達

- ・傷害保険加入手続き、移動手段や必要な資機材等を調達する。

(6) 大阪府 DPAT の派遣計画の策定

- ・被災状況を踏まえ、スケジュール、後続隊の派遣調整等を行い、活動計画を策定する。

(7) 大阪府 DPAT の活動状況の把握

(8) EMIS、DMHISS 等での情報発信

Ⅲ 関係機関の役割

	府内発災時	府外発災時	平時
大阪府 地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> DPAT 調整本部の設置 要員の調整・派遣 資機材等の調達 医療機関の被災状況の把握 費用の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府 DPAT 派遣支援本部の設置 要員の調整・派遣 資機材等の調達 費用の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材等の準備 各種協定 予算 議会対応 研修の受講
大阪府 こころの健康総合 センター	<ul style="list-style-type: none"> DPAT 調整本部や精神保健医療対策への支援 要員の派遣 支援者のメンタルヘルスケア 災害時こころのホットライン開設 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府 DPAT 派遣支援本部の運営支援 要員の派遣 支援者のメンタルヘルスケア 	<ul style="list-style-type: none"> 人材養成 DPAT 等体制整備 研修の受講 災害訓練の実施
大阪府・中核市 保健所等	<ul style="list-style-type: none"> 要員の派遣 活動拠点設置等の協力 医療機関の被災状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 要員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 研修の受講
大阪市 こころの健康センター	<ul style="list-style-type: none"> 要員の派遣 活動拠点設置等の協力 医療機関の被災状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 要員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 人材養成 DPAT 等マニュアル整備 研修の受講
堺市 精神保健課・ こころの健康センター	<ul style="list-style-type: none"> 要員の派遣 活動拠点設置等の協力 医療機関の被災状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 要員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 人材養成 DPAT 等マニュアル整備 研修の受講
大阪府立 精神医療センター	<ul style="list-style-type: none"> 先遣隊等要員の派遣 活動拠点設置等の協力 患者受入の協力 	<ul style="list-style-type: none"> 先遣隊等要員の派遣 患者受入の協力 	<ul style="list-style-type: none"> 先遣隊等の人材養成 研修の受講
一般社団法人 大阪精神科病院協会	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況の報告 要員の派遣協力 患者受入の協力 	<ul style="list-style-type: none"> 要員の派遣協力 患者受入の協力 	<ul style="list-style-type: none"> 研修の受講
公益社団法人 大阪精神科 診療所協会	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況の報告 状況に応じた精神保健医療への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じた精神保健医療への支援 	
大学病院精神科	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況の報告 要員の派遣協力 患者受入の協力 	<ul style="list-style-type: none"> 要員の派遣協力 患者受入の協力 	<ul style="list-style-type: none"> 研修の受講

平成 29 年 3 月発行

大阪府 健康医療部 保健医療室 地域保健課 精神保健グループ
TEL 06-6941-0351 (代表) FAX 06-4792-1722

大阪府こころの健康総合センター
TEL 06-6691-2811 (代表) FAX 06-6691-2814
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kokoronokenko/dpat/index.html>